

湯梨浜町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月11日

湯梨浜町教育委員会

- 1 趣旨
- 2 対象の範囲
- 3 町実施計画における「勤務時間」の考え方
- 4 時間外在校等時間の上限方針等
- 5 時間外勤務の把握
- 6 休憩時間や休日等の確保
- 7 達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他必要な事項
- 8 教育職員が担う業務の適正化を図るため、湯梨浜町立学校の現状と検討を継続していく事項
- 9 留意事項

付則

1 趣旨

令和7年9月25日 文部科学省において「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下：指針）が定められた。

その指針では「教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）において新たに設けられた給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下：「実施計画」）の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。」として、市町村教育委員会に対して基本的かつ実現性の高い実施計画の策定が求められ、その指針に則り、湯梨浜町立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（以下：「町実施計画」）を策定した。

2 対象の範囲

- (1) 湯梨浜町立学校の教育職員の全てを対象とする。
- (2) 町実施計画に掲げる措置は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

3 町実施計画における「勤務時間」の考え方

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、湯梨浜町教育委員会（以下「町教委」という）が管理すべき対象とする。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げる（1）及び（2）の時間を加え（3）及び（4）の時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし（3）については、時間外勤務と自己研鑽の時間その他業務外の時間の区別が困難であるため、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- (1) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として町教委が外形的に把握する時間
- (2) 地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- (3) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- (4) 休憩時間 休憩時間 45分以上（勤務時間 7時間45分の場合）

【参考】超勤4項目について

- ・生徒の実習に関する業務
 - ・学校行事に関する業務
 - ・職員会議に関する業務
 - ・非常災害等やむを得ない場合に必要業務
- について、校務のため臨時の必要がある場合に時間外勤務の命令があったときは時間外勤務を行わなければならない。後日、振替休業時間を与えなければならない。

4 町立学校の教育職員の勤務時間外在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という）

勤務時間外在校等時間（以下：時間外勤務時間）の上限は、令和2年4月1日より施行している「湯梨浜町立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則第2条」において定めたとおりとする。

【参考】

○湯梨浜町立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則

第2条 湯梨浜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、湯梨浜町立学校の教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、湯梨浜町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、湯梨浜町立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、湯梨浜町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

（その他の事項）

第3条 この規則に定めるもののほか、湯梨浜町立学校の教育職員の業務の量その他湯梨浜町立学校の教育職員の健康増進及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

5 時間外勤務の把握

時間外在校等時間は、学校職員一人に一台備えているパソコン上の「勤怠システム」（平成29年12月鳥取県教育委員会導入）により把握する。

6 休憩時間や休日等の確保

休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守し、校長は学校の実態に応じて休憩時間を各教育職員に割振ること。その際に、休憩時間が勤務終了時刻に引き続くことがないこと。また、校長は超勤4項目以外に超過勤務を命令することはできず、休日の確保等についても労働基準法等の規定を遵守すること。校長は、超過勤務を命じた場合には、定められた期間内に振替を与えること。

なお、学校長等の管理職及び教育職員並びに町教委等の関係者は、上限方針が教育職員に上限時

間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。また、校長等の学校の管理職及び町教委は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

7 達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他必要な事項

(1) 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

- ① 教育職員の時間外在校等時間に係る目標を、令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度とし、1年間時間外在校等時間360時間以下とする。また、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくすよう取り組む。併せて、1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合100パーセントとすることを目標とする。
- ② 町教委として、教育職員の「働きがい」等に関するアンケートを毎年実施し「働きがい」に関する肯定的な回答の割合の目標を76.2%（令和5年5月調査の結果）以上とする。また、教育職員等にストレスチェックの年間2回実施を継続し、希望する教育職員等が産業医の面談を受ける体制を維持する。さらに鳥取県教育委員会（以下「県教委」という）と連携し、県費負担教職員が人間ドックを受けることができる制度の拡充に取り組むとともに人間ドックを受けることができない県費負担教職員等には町の健康診断を受ける体制を維持する。

(2) 業務量管理・健康確保措置の内容

- ① 所管する各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ②及び③に定めるものその他の業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施する。特に、町教委及び校長等の学校の管理職は、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように配慮し、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、町教委は校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施する。
- ② 指針で示された学校又は教師（教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の業務の3分類（次のイからハまでの分類をいう。）を踏まえ、可能な範囲で学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図る。業務に関する役割分担の見直しにあたっては、湯梨浜町総合教育会議における協議をはじめ、鳥取県及び湯梨浜町の関係部局と連携を図りつつ、各学校運

営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ可能な範囲で円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら実情に応じた運用に努める。また、教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくにあたっては、業務の内容に応じて管理職や教育職員、事務職員、支援スタッフ（教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材をいう。以下同じ）等が相互に連携・協働しつつ、文部科学省が別に示す教育職員及び事務職員の標準的な職務内容に留意するとともに、事務職員等の負担が過重なものにならないよう、事務処理の精選や効率化及び質の向上並びに近隣の学校の事務職員間の相互支援のため、町教委が中心となり、共同学校事務室の設置、研修の実施等に努める。

イ 基本的に学校以外が担うべき業務（次のAからEまでの業務その他これらに準ずる業務をいう）について、当該AからEまでに定めるところにより、可能な範囲で学校が業務を担わないようにするために必要な措置を講ずる。

A 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

可能な範囲で、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制の構築を図る。

B 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間などにおける見回りについては、可能な範囲で保護者または地域住民その他の関係者が担う体制に委ねる。児童生徒が補導された時の対応は、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、保護者に連絡が取れない場合等の特別の場合を除き、学校による児童生徒の引き取り等の対応は行わない。

C 学校徴収金の徴収・管理

町教委は、首長部局等と学校徴収金の種目ごとに湯梨浜町の歳入歳出予算に組み入れること（以下「公会計化」という）が適当かを検討の上、適当であると判断された場合は学校給食費その他の公会計化が適当な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行う。また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適当でない学校徴収金については、各学校と当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法が可能かを検討し、可能な場合はそのように取り扱う。

D 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

現状と同様に地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、可能であれば地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。また、学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、学校の実情に応じて、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間で適切な役割分担を行うものとする。

E 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

町教委は今後も保護者等からの苦情等に各学校と連携して対応する。保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校や町教委では対応が困難な事案への対応については、今後も県教委が設けている学校が弁護士等の専門家に相談できる制度を活用する。事案によっては、鳥取県町村会が契約している顧問弁護士へ相談を行う。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務（次のFからMまでの業務その他これらに準ずる業務をいう）について、当該FからMまでに定めるところにより、可能な範囲でデジタル技術の活用推進、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手（ハにおいて「支援スタッフ等」という）のこれらの業務への促進のために必要な措置を講ずる。

F 調査・統計等への回答

町教委は、学校に対して回答を依頼し、または教育職員を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等（「学校調査等」という）の量の縮減に努める。回答が必要なものについては、可能な範囲でのデジタル技術等の活用による負担軽減を図る。調査・統計等の内容によっては、学校の状況に応じ可能な範囲で学校長が事務職員に中心となって回答するよう指示するものとする。

G 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

学校において当該業務を行う場合は、可能な範囲で事務職員等が積極的に参画しつつ行うこと。

H ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

町教委が契約しているICT機器運用支援業者を中心に行い、実情に応じ町教委と連携して対応する。

I 体育館や学校プール等の施設・設備の管理

教育職員は授業等に付随して行うべき管理及び日常点検を中心に担う。特に体育館や学校プール等をスポーツ少年団や地域住民等に開放する場合には、町教委と連携してその管理・点検を利用者が行うようにする。また、学校プールの管理及び日常点検を行う場合には、特定の職員に責任や負担が集中することがないようにする。

J 校舎の開錠・施錠

各学校の実情に応じて、特定の職員に責任や負担が集中しないよう努める。また、学校長は、鍵当番の勤務の割振り及び振替を適切に行うこと。

K 児童生徒の休み時間における安全への配慮

各学校の実情に応じて、休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学校長は学校の教育職員等の勤務の割振り等により適切に対応すること。

L 校内清掃

日本の学校の児童生徒による校内清掃の伝統は、海外からも高い評価を受けており、各学校ではその意義を理解しつつ、学校長は特定の教師に負担が集中することがないようにすべての職員が児童生徒とともに清掃活動を行うよう努めること。

M 部活動

町教委は引き続きスポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携の推進に取り組み、可能な部活動から実施することとする。そのため、当面の間、教育職員の指導による部活動を存続するものとする。なお、学校長は可能な限り部活動顧問の複数配置に努め、特定の職員に負担が集中することがないように努力すること。併せて、部活動の休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（次のNからSまでの業務その他これらに準ずる業務をいう）について、当該NからSまでに定めるところにより、可能な範囲で業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずる。

N 給食の時間における対応

給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の指導については、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施すること。その際、学校長は勤務の割振りを適切に行い、給食指導の業務の負担軽減に努めること。

O 授業のための教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務

授業者と教員業務支援員等の支援スタッフが連携して行うこと。また、各学校において、それぞれの学年で使用された教材の共有等を一層推進し、負担の軽減に努めること。

P 学習評価や成績処理

採点作業や宿題の提出状況の確認等の業務は、各学校の必要性に応じてデジタル技術の導入を検討する。その際、採点結果や宿題の提出状況等は、指導者が自らの指導を振り返る重要な機会であることに留意する必要があること。また、入学者選抜に係る類似の業務についてもデジタル技術の活用等による負担軽減を図ること。

Q 学校行事の準備・運営

学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務については、教育職員と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフが計画的に協力して取り組むこと。

R 進路指導の準備

生徒の卒業後の進路先に関する情報収集等について、特定の者に負担が集中することがな

いよう組織として対応すること。

S 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒の課題の状況および学校の状況に応じ、特別支援教育主任、養護教諭、教育相談担当者、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、日本語指導に係る支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材等と教師との連携を深めるとともに組織として対応し、特定の教師等に負担が集中しないよう組織として対応すること。特に、各学校では、不登校児童生徒の未然防止に努めるとともに、不登校児童生徒への対応にあっては児童生徒の状況に応じて保護者の理解を深め、教育支援センターや医療機関等の外部機関との連携を図り、効果的な支援の促進に努めること。

- ③ 健康確保措置について、町教委として、教育職員等にストレスチェックの年間2回実施を継続し、希望する教育職員等が産業医の面談を受ける体制を維持する。さらに県教育委員会と連携し、県費負担教職員が人間ドックを受けることができる制度の拡充に取り組むとともに人間ドックを受けることができない県費負担教職員等には、町の健康診断を受ける体制を引き続き維持する。また、教育職員の「働きがい」等に関するアンケートを毎年実施し「働きがい」に関する肯定的な回答割合の目標を76.2%（令和5年5月調査結果）以上とする。

(3) その他必要な事項

- ① 町教委は、町実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表する（給特法第8条第3項）。その際、ホームページへの掲載等により適時・適切に公表する。
- ② 町教委は、町実施計画に定める目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況について、毎年度、その状況を把握する。

また、町教委及び湯梨浜町は、把握した状況を踏まえ、業務量管理・健康確保措置などの取組を改善するとともに、必要に応じて、町実施計画の変更その他の必要な措置を講ずる。

- ③ 町教委は、毎年度、町実施計画の実施状況を公表する（給特法第8条第4項）。その際、ホームページへの掲載等により行い、町実施計画に定める目標の達成状況を含むものとする。
- ④ 町教委は、町実施計画を定め、又は変更したときは、湯梨浜町総合教育会議に報告する（給特法第8条第3項）。また、毎年度、町実施計画の実施状況を湯梨浜町総合教育会議に報告する（給特法第8条第4項）。その際、地方公共団体の長及び関係部局との連携を図りつつ、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善を図る。

8 指針において教育職員が担う業務の適正化を図るために求められた事項についての町立学校の現状と検討を継続していく事項

(1) 教育職員が担う業務の適正化を図るため、各学校における次に掲げる①～⑦までの現状を踏まえ、措置の検討を継続する。

- ① 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようにするとともに、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。

【現状】

- ・標準授業時数、学校行事、感染症の流行や台風等による学校や学級閉鎖等を考慮し課業日を原則として202日としている。これは、県内の市町村立学校と比べて特に多いという状況ではない。
- ・各学期の始業式、終業式等については、学校の実情を踏まえて湯梨浜町立学校長会（以下「町校長会」という）で検討するようにしている。

なお、教育課程の編成、校務分掌の決定や勤務時間の割振りは基本的に学校長の裁量に任されている。特段の課題や問題がある場合に、服務監督権教育委員会として指導や助言を行うことができることと定められている。よって町教委が校長を指導して定めるものではない。

- ② 学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。

【現状】

- ・学校行事の精選は従前から取り組んできているところであり、現時点で町校長会から特段の対応をするよう求められていない。また、各町立学校に特段の対応を求める状況にない。

- ③ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。

【現状】

- ・学校の日課表については基本的に学校長の裁量であり、各学校の児童生徒の状況や教職員の状況によって学校長が適切に定めており、現時点で町教委として特段の対応をする予定はない。指針で求められている児童生徒の登校時刻と教育職員の勤務開始時刻との関係については、現時点では鍵当番職員の勤務の割振りで対応できる範囲での対応とする。
- ・町立中学校部活動の地域連携・地域展開について、町教委として推進することとしているが、部活動指導員及び外部指導者の確保に苦慮している。

- ・ 町立中学校の平日の部活動時間が短くなってきており、中学生の体力や運動能力が低下してきていることは否めない。

④ デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。

【現状】

- ・ デジタル技術を活用した公務の効率化は従前から県教育委員会と連携しながら推進しており、今後も県教委と連携し推進していく。

⑤ 職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。

【現状】

- ・ 初任者等の職務経験の少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するメンター制度が導入されているが、学級担任を持たせてはいけないとの規制はない。また、他の教職員からの助言や支援が得られやすい体制は各学校の状況に応じて構築されている。
- ・ 職務経験が少ない教育職員が配置された場合、その者の授業時数等を少なくすることで他の教育職員の負担が増えるということでは、教育職員の働き方改革に矛盾するため、加配等の配置があるかどうか見極めることが必要である。また、職務経験が少ない教職員の基準が示されていないため、現時点では指針で示された対応を実施することは困難である。任命権者である県教委の動向を注視し必要な対応を行っていくこととする。

⑥ 教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備すること。

【現状】

- ・ 各町立学校に留守番電話を設置し、各学校及び各学校PTAと相談の上、平日の午後6時以降及び休日の外部からの電話連絡については留守番電話対応しており、保護者からの緊急連絡は各学校に配備している学校携帯で対応している。
- ・ 通知のとおり対応すると多くの保護者が職場で勤務している午後4時45分あるいは午後4時50分以降には留守番電話対応となるため、現実的でないと感じる。午後6時の時刻を繰り上げること、また、繰り上げるとすればいつの時刻までが適当かを各学校及び各学校PTAと相談しつつ対応していく。

⑦ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなる

ようにすること。

【現状】

- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図ることは不可欠であり、各学校は学校運営の改善に取り組んでいる。
- ・現在、学校評価の結果に基づき学校運営の改善に向けて取り組むために、特に教育職員の在校等時間が長時間化しているとは学校から聞いていない。
- ・今後とも、町教委としては、学校は児童生徒の力を伸ばし、教育職員の超過勤務時間の縮減や仕事のやりがいにつながる取り組みを推進していくことが必要であると考えており、各学校と連携しながら取り組んでいくこととしている。

(2) 教育職員、事務職員及び支援スタッフ（地方公共団体独自の財源によるものを含む）の体制を充実すること。

【現状】

- ・各学校の児童生徒の状況に応じて、県教委と連携して、教育職員、事務職員、支援スタッフの配置に努めている。
- ・町教委としても、学校事務支援員、児童生徒支援員、学校図書館司書、部活動支援員、外部指導者、情報教育支援員等の配置に努めている。
- ・今後とも、県教委と連携しながら、各学校の児童生徒の状況に応じて、教育職員、事務職員、支援スタッフ、情報教育支援員等の配置に努めていくこととしている。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。ここでいう一定時間は、1箇月時間外在校等時間80時間を目安とすること。

【現状】

- ・在校時間等が80時間を超えた者及びストレスチェック結果を受けて希望する者等に対して産業医による面接指導を受ける体制を整えているが、希望する者が非常に少ない。

(4) 終業から始業までに11時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。

【現状】

- ・各学校で何名の者が日常的に11時間以上の休憩時間を確保できていないか町教委として把握をしていないが、一定程度の者がいると想定している。

- ・勤務時間は7時間45分勤務、45分休憩時間を入れると在校等時間は8時間30分であり、仮に8時出勤、21時退勤、月20日勤務とした場合、超過勤務時間は90時間となる。したがって、「1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくす」という目標の達成が重要である。

(5) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。また、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行うこと。

【現状】

- ・全ての教育職員を対象に健康診断を行っており（人間ドックを含む）、ストレスチェックも年2回行っている。
- ・本人の希望により産業医との面接を可能とする体制を整備しているが、希望者は非常に少ない。

(6) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、または教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

【現状】

- ・産業医を委託して希望する教育職員等が申し出れば助言・指導を受ける体制をとっており、また、スクール・カウンセラーへの相談体制も整えているが、希望者は非常に少ない。

(7) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

【現状】

- ・長期休業中に有給休暇をまとめて取得できるよう、月遅れの盆前後を学校閉庁日とするなどして年間5日間の学校閉庁日を設けているが、振替日や夏季特休等を活用している者がおり、連続して年次有給休暇を取得していない者もいる。ただ、連続した休みは一定程度取得できる体制を整えている。

(8) 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。

【現状】

- ・任命権者である県教委が示した条件の範囲で各学校長に申し出て、各学校長が確認して認めた者について、町教委として県教委に申請している。
- ・テレワークについては、申請も上がってきておらず、認める状況にない。

- (9) 上限方針及び実施計画の策定等に当たっては、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長。以下同じ。）と当該上限方針及び実施計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。また、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

【現状】

- ・法律（改正給特法）に基づき、総合教育会議等で上限方針及び実施計画の策定等について協議し認識の共有等するとともに、毎年その結果を公表していく方針である。

9 留意事項

- (1) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、または記録させることがあってはならない。
- (2) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。
- (3) 上限方針及び実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く上限方針及び実施計画の周知を図るものとする。
- (4) 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制については、教育職員の在校等時間の上限が守られていない段階では導入しないこととする。

附則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。